

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年10月24日(月)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

江田始男委員, 岡崎紀子委員, 上村茂仁委員, 小池覚子委員, 志田原信三委員, 清板芳子委員, 高崎和美委員, 高山公彦委員, 田仲信介委員, 野口正行委員, 平松敏男委員, 前川真一郎委員

2 オブザーバー

高田禎子事務局長, 前田直之首席家裁調査官, 長谷川健作首席書記官, 平野申明次席家裁調査官, 森拓二郎次席家裁調査官, 高瀬雄二事務局次長

3 事務担当者

大橋憲一郎総務課長, 林隆也総務課課長補佐

第4 議事の要旨

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員挨拶

4 委員長選任

5 副委員長指名

6 意見交換等

前回委員会において次回持ち越しとなっていた「適応支援型の教育的措置について」及び「離婚調停事件(面接交流)について」をテーマに, 別紙のと通りの意見交換が行われた。

7 次回の期日の決定, 意見交換事項 (テーマ) の決定

(1) 次回の開催日時

平成29年2月13日 (月) 午後2時30分

(2) 意見交換事項 (テーマ)

職員採用広報について

8 閉会

岡山家庭裁判所委員会議事概要

(◎委員長, ○委員 (委員長を除く。 () は, 家庭裁判所委員会規則 4 条の何号の委員であるかを示す。), △事務担当者, □オブザーバー)

◎ (委員長)

今日のテーマは面会交流が中心となるテーマでございます。その前に, 前回のテーマである少年事件についての教育的措置の 4 つの種類のうち, 個別実施型の類型の中の適応支援型について積み残しになっておりますので, これから適応支援型について, 意見交換をしていただければと思います。ただし, 初めての委員の方もおられるわけですので, 教育的措置における適応支援型について, やはり, 前提知識もあったほうが, 実のある意見交換ができると思いますので, その点について首席家裁調査官から若干の説明をさせたいと思います。それと, 前回の議論について, 首席家裁調査官から短期補導委託の関係でフォローしたいことがありますので, それも合わせて首席家裁調査官から御説明いたします。

□ (首席家裁調査官)

前回の家裁委員会以降に, ちょうど社会体験型の教育的措置の実施例がございましたので, それを簡単に御紹介させていただき, 引き続き, 適応支援型等の教育的措置について御説明したいと思います。

まず, 社会体験型の教育的措置の実例ですが, デイサービスの事業を行っている施設で 3 日間, 17 歳の男子少年の社会奉仕活動の体験をさせました。その少年は, 調査官との面接の際はいつも不機嫌そうな顔で無愛想な態度でした。そんな少年を奉仕活動に誘ってみたところ, 積極的ではなかったものの参加を了承しました。受け入れていただいた施設も, 非行少年の活動の受け入れは久しぶりであって, 少し不安もありましたが, 数々のボランティアを受け入れている御経験から, 指導員の方は経験豊富で, 硬い表情の少年を見るなり, お年寄りに接するんだから笑顔笑顔というふうなことで明るく励ましてくださり, 少年も, それにつられて表情を和ませていました。

活動内容は、利用者と一緒にゲームをしたり、話し相手になったりと、頼まれた用事をこなすという程度のもので、食事の介助をするというようなことはしていませんが、それでも少年にとっては大変だったようです。何とか、3日間の活動を終えたのですが、施設の指導員によると、日増しに表情が豊かになり、自然な笑顔で利用者に接することができるようになったということでした。

面接室で見せていたものとは別の一面であり、調査官にとって、少年の可能性を認識する機会となりました。この活動に参加した少年からは、日頃、話をすることが少ないお年寄りと話ができて良かった、3日間大変だったけれども、施設の方に励まされてやり遂げることができたというような感謝の言葉が聞かれました。

多くの非行少年は、挫折や否定的な言動にさらされ続けており、セルフエスティーム、自己評価とか自尊感情、このあたりのものが低下しております。今まで人からありがとうと言われた経験がないという少年もおります。老人施設でのこのような経験、この少年にとっても、素直にありがとうと感謝される機会となったということは、人の役に立つ自分、自己の有用感と申しましょうか、これを肌で感じる貴重な経験になったと思いますので、家裁委員の皆様方にも紹介させていただいた次第です。

続きまして、家庭裁判所における教育的な措置について、改めて御説明させていただきます。

まず、お手元の資料の枠内のところの右端の保護処分の種類の枠の中にありますように、検察官送致により刑事処分を受ける場合のほかは、何らかの教育的な働きかけが行われています。この教育的な働きかけは、調査官による調査や、裁判官による審判の場で行われます。

教育的措置は様々な形で行われておりますけれども、本日は、適応支援型の教育的措置について意見交換していただきますので、これについて御説明いたします。

これは、少年の社会への適応を援助するという目的のもとで、学習支援や就労支援プログラム、補導委託先で住込みの就労をさせたりするというものです。これら

は、裁判官が、少年の非行についてどのような処分をするかを定める前の段階で中間的に行われます。

裁判官は、このようなプログラムを受けて少年がどのように変わったかを見た上で、最終的な処分を決定することになります。その内容を少し説明いたしますと、学習支援や就労支援のプログラムは、少年友の会というボランティア団体に依頼して、数週間程度の学習指導を行っていただいたり、模擬面接を行ったり、ハローワークへの付添いというような就労活動の援助をしていただいております。

また、補導委託は、家庭裁判所に登録されている委託先に少年を預けて、職業指導や生活指導をしてもらうというものです。岡山家庭裁判所で現在登録されている委託先は9箇所ございます。具体的には、建設業でありますとか、全くの個人であるとか、更生保護施設などがあります。

現在、補導委託、身柄付きの補導委託をしている少年はおりませんが、去年は2人が個人に補導委託されております。

本日、委員の皆様方に特に御意見をいただきたいと考えておりますのは、補導委託先の開拓についてでございます。雇用主から、職業指導や生活指導を受けることは少年の更生に大変有用であります。社会情勢や経済情勢の影響などもあり、長い間委託先となっていた方から、委託の取消しを申し出られるということも生じております。今現在、当庁の委託先は、岡山市内に限られており、仕事も現場仕事が多い状況であって、幅広い地域から、また、幅広い分野の委託先の開拓ができるとうれしいと考えております。

◎（委員長）

今の話にありましたように、適応支援型の中で、補導委託について、特に今回、幅広い業種や地域の委託先をどう確保していくかということについて御意見を賜りたいということでございます。

先ほど、首席家裁調査官の説明にもありましたように、補導委託、これは短期補導委託ですが、非常に効果が上がったという説明もありましたので、家庭裁判所と

しては、補導委託は非常に有意な制度だと考えているので、委託先の確保というのは非常に重要な課題になるわけでございます。この点につきまして、皆様方の御意見を賜ればと思います。

○A（1）

質問ですが、この場合、委託する際に裁判所のどなたか、あるいは、裁判所がお願いした誰かが付き添って、何か問題があった場合には、すぐに対応できるようにするとか、何かそういうサポート役は決まっているわけですか。

□（首席家裁調査官）

補導委託は、調査官の試験観察という枠の中で行われております。試験観察は、担当の調査官が決められておりますので、事情がよく分かる調査官が定期的に委託先、また少年とまめに連絡をとりながら進めていくということになります。

○A（1）

どれぐらいの頻度でされているのかによると思うのですが、例えば、私たちの分野でいうと精神障害の方々の雇用なんかも実際難しく、何かあったときにどう対応していいか分からない。そもそも、どう対応していいか分からないという不安があって、受けてくれないことも多くて、一番効果があると言われているのが就労するときにジョブコーチが付いていて、雇用先と本人とを定期的にフォローすることで、就労先の不安を少なくなるということが言われているのですが、もし、調査官が機能していれば非常に大きい力になるんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

□（首席家裁調査官）

まさに、そのとおりでございます。最終的な審判をするための中間的な措置としての位置付けでありますので、調査官は、常にその動向に注意を払っており、委託先とも随時連携しておりますし、調査官も2週間から1箇月に一度は訪問して状況確認をし、3か月から4か月程度の期間補導委託をするというのが多くなっております。

○D (1)

ちょっと分からないので教えていただきたいのですけれども、こういう場合、少年はその期間を良いように過ごすことによって処置が変わるということですから、ほとんどの少年たちは、良い行動をとるように努力しているのでしょうか。

□ (首席家裁調査官)

ほとんどの少年は、一生懸命やろうと努力はしますが、やはり、数箇月間経過すると地が出てくるといいますか、やはりやろうと思っても続かないとか、職場だけではなく、日常生活の中での人間関係の持ち方のパターンみたいなものが出てきますので、それでトラブルを起こして、就労がなかなか続かなかつたりとか、委託者とトラブルを起こしたりとか、場合によっては、無断で退寮してしまうとかいうこともないわけではありません。ただ、そういうことも含めて、補導委託には意味があるのではないかと私は思っております。

○D (1)

それがカバーできるような環境の人を求めているということですかね。例えば、普通のお店でトラブルがあると、そのお店自体も、そこから先、経営ができなくなるかもしれませんし。

□ (首席家裁調査官)

そこは本当に、いろんところで御苦勞をかけて、受け入れていただいているのが実情でございます。

○E (1)

生活指導もするわけですから、住まいも、委託をした方に共に生活してもらって、その御家族と一緒に、例えば食事をするとか、お風呂に入るとか洗濯物を干すとか、そういうことも一緒にしてもらい、そういうこともしてもらえらる方を選ぶということですか。

□ (首席家裁調査官)

それが理想ではあるかなと思います。家庭的な温かみとか、そういうものを知ら

ない少年に対し、二次的な家庭を与えて、そこで寝食を共にするということが、制度ができた当初はあったんですけども、現在は社会情勢もいろいろ変わってまいりまして、家族の御協力が欠かせないところです。今、核家族化も進んでおりまして、家族以外の若者と一緒に生活することが、家族の理解を得にくいいため、住込みの補導委託先がなかなか見つけにくいということも実情としてございます。

○E (1)

そのような場合は、子供の住まいはどうなるんですか。居住条件というか。

□ (首席家裁調査官)

別に住むところを確保していただいて、そこで寝起きをするとか、食事は一緒に用意をしていただいている場合もございます。

本当は、寝食を共にしていただけたところがあればありがたいと思うところがございますけれども、それも難しく、職親としての補導委託先も、最近では必要になってきたのかなと思っております。

○E (1)

補導委託先がだんだん減ってきたということですが、辞退の理由はどういうことでしょうか。

□ (首席家裁調査官)

やはり、高齢化が一つで、あと、跡継ぎの代になって、大変だということで引き継げないということですか、やはり、御家族にもなかなか言いにくくなってきたということがあるのかなと思います。

○E (1)

例えば、その委託されている少年が、委託期間中に何らかのトラブルを起こしてしまったので、もうお断りということになったりするような、エピソード的な事態もあるんですか。

□ (首席家裁調査官)

岡山の実情ではありませんが、他庁の経験からすると、御迷惑をかけたことをき

っかけに、委託先を辞退されるところも確かにございました。

○F (3)

現在登録されている委託先は、もともとどういった形で開拓されたところが多いんでしょうか。

○G (4)

今登録されている委託先は、古いところが多いんですね。やはり、調査官が自ら探したり、つてで探したりという流れだったと思いますね。

□ (首席家裁調査官)

例えば、付添人が個人的なつてで、面倒を見てくれる職親に少年を預かってもらったことがあると、他の少年についてもお願いして委託先を増やしていったというのが、今の実情かなと思っております。

また、もう一つは、そういう経験をされた方から知人に声をかけていただいて、増やしていったということも多かったのかなと思っております。

○F (3)

恐らく、委託側も受入側も少しずつ不安があるでしょうから、受け入れる側も経験がないと大丈夫かなと思うでしょうし、委託側もプライバシーの保護とか、ちゃんと適切な対応をとってくれるんだろうかという不安もあると思いますので、いきなり、例えば四、五箇月の住込み型で探すと難しいと思いますので、例えば、この適応支援型だとちょっとちゅうちょするけれども、先ほどの例でいいますと社会体験型の民間ボランティアだったらいいですよとか、もうちょっとハードルを下げた形で、お互いにお試してみたいな形でやってみて、発展させていくというのはあるのかなと思います。

○H (2)

補導委託型というのは昨年は2件ですか。2件しかなかったというのか、あったけれども、委託先がないので2件になったというのか。というのは、私は、必要性に非常に疑問を感じてるんですね。試験観察の中で実施されるということになると、

試験観察はそんなに多くないんじゃないのかなというふうに思ってるんです。裁判所が良い制度だと言われても、じゃあ、補導委託先をどのように努力して獲得したのかなと、今の説明だと、全然具体的にお話しされてないんじゃないのかなと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

□（首席家裁調査官）

努力が足りなかった部分もあるとは思いますが。ただ、先ほども申しましたように、個人としてはなかなか難しいというところもあるので、家庭裁判所としても、自立援助ホームであるとか、いわゆる宗教施設も当たったりはしているところではあるんですけども、宗教施設等であれば、一定の宗教に偏ってしまえば、裁判所としてはどうかと思うところもございますので、そういったことで、なかなか登録には至らないようです。

○G（4）

その2件について御説明いたします。1件は、私が担当したケースなんですが、先ほど、今登録している委託先が現場仕事のところが多いということをお話ししたんですけども、少年は16歳くらいの子で、まだそういうところでは働けない。でも、家庭的に居場所がない子で、やったことも非常に細やかなことが積み重なっている。だから、少年が何かやってくれば、少年院ではなく、保護観察などでもうちよっと頑張らせたいという子だったんですね。それで委託をしました。

そういう子にとって、委託をすることで何か変わるきっかけをつかんで社会でやり直しができるという意味では、そういう委託先はやっぱり必要だなと私としては思っているところです。

恐らく、もう1件も同じ委託先なので、同じような境遇の子だったんだろうと思っています。岡山は年齢の低い非行少年が多いので、18歳以上でないと雇えないところだと難しいのかなと思っています。

○H（2）

恐らく、補導委託や試験観察をするというのは、処分が微妙な少年が多いんじゃない

ないかと思うんです。非行の程度がひどい人はそういうこともできないので、更生の可能性はあるかないかも重要なのかなと思うんです。

○G (4)

この場で委託先を御紹介いただきたいというよりは、このことを心にとめておいていただいて、これから委員として、何回かこちらに来ていただくときに、たまたまこういう活動をしているグループを知ったとか、あの辺の地域で若い人を欲しがっているとか、何かそんな情報があったらいただければ大変ありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

◎ (委員長)

ありがとうございました。そろそろ今日のメインテーマである面会交流のほうに議論を移させていただいてよろしいでしょうか。

では、面会交流についての意見交換をこれから進めていきたいと思いますが、まず、御意見をいただく前提として、G委員のほうから御説明させていただきます。

(面会交流に関する説明)

◎ (委員長)

そうしましたら、意見交換をしていただく前提として、今の説明について何か御質問等がございませんでしょうか。

○I (1)

平成23年の民法改正で、父母が協議上の離婚をするときは、父又は母と子の面会等、子の監護について必要な事項は、その協議で定めるということになっているんですが、協議離婚する場合は、これを全部定めるようにするものなのでしょうか。

○G (4)

そうするようになっていまして、役所に行って離婚届の用紙をもらうと、チェック方式で離婚協議済みとかを選ぶようになっていきます。ただ、具体的な取決め内容を決めておかないと離婚届を受け付けてもらえないかという、そういうことはないですが。

○I (1)

裁判所で離婚調停をするような場合も、これらの項目を全て決定していくような形なんでしょうか。

○G (4)

はい。基本的には当事者のニーズに応じてですけれども、養育費は不要との合意ができれば、それは決めないんですけれども、協議はしなければいけないと考えております。

○I (1)

岡山家裁における夫婦関係調整調停事件で、「未成年の子供あり」の事件のうち、面会交流の付随申立てがある事件の割合が少なくなっているというのは、そういった理由によるもので、面会交流は申立てなしでよいということですか。

○G (4)

夫婦関係調整調停事件を、申し立てた方は必要性を感じていないので、こういうパーセンテージなんですね。だから、子供を持っている側が申し立てたら、あまりチェックが入らないかもしれないです。

○J (1)

調査官による子の意思の把握なんですけれども、なかなか子供の真意を把握するのは難しいんじゃないかと思うんですが、これはどういった手法でやるんですか。

□ (家事次席家裁調査官)

未成年者に関しましては、いろいろな文献が出ておりますし、当然、事前にそれぞれの親御さんから未成年者に関する情報を収集します。その際は、できるだけ中立の立場でお話をお聞きするように心がけております。

確かに、特に年齢が下がれば下がるほど、その日や前日の出来事に引きずられることもありますので、なるべく、そういう前後の事情などもきちんと把握した上で、未成年者の意思や親御さんについての思いなどを把握することに努めております。

○L (1)

夫婦関係調整申立てのうち試行的な面会交流は、どのくらいの割合で行われているものなのかをお聞かせいただければと思います。

○G (4)

試行的な面会交流の実施割合ですけれども、当事者同士で行う場合を除き、裁判所の児童室を使って行うものは、割合でいうと、子供がいる離婚調停と面会交流そのものを問題にしている調停と全部合わせたとして、一割あるかないかだと思います。

○A (1)

調停について、未成年の子供がいても、面会交流の申立てがあるもの自体が三割ぐらいです。事件数の推移を見ても、全体の調停のうち、面会交流が最近増えてきたといっても一割ぐらいなので、結構少ないという感じがするんですけれども、これらの申立てがない場合というのは、具体的にどういう場合なのか分からないのと、それから、中にはトラブルなくスムーズに行われているものもあるようですけれども、問題になるようなケースはどのくらいあるのか教えていただければと思います。

○G (4)

面会交流の割合が少ないという御指摘ですが、面会交流だけを申し立てなければいけなかったのか、他はうまくいっているけれども、面会交流だけはちゃんと取り組みたい程度のレベルの争いなのか、非常に鮮烈な争いなのか、いろいろ入っているんですね。

そのいろいろ入っているものの外側に、大きな未成年の子がいる夫婦の争いがあるって、その何割かは離婚調停という形にできている。なので、面会交流事件そのものの割合はそんなになさそうに見えますが、離婚調停の中に結構それが入っていて、問題のない事案も問題のある事案も、離婚調停の中で調整をしています。最終的に離婚調停の離婚条件の調整もうまくいかなくて、もしかしたら離婚訴訟になるケースのうち、どうしても面会交流を決めたい人は、面会交流の調停をまた別に出すということもあるかもしれないんですが、この面会交流のうち、どれくらい紛争性の

高いものがあるかとか、裁判所が困っているかということを経験的な数値で洗い出すことは非常に難しいです。争いが激しいケースは、私の感覚では増えていると思うのですが、それは、面会交流を求める人たちが相対的に増えてきているので、全体の中ではそんなに大きな割合ではないように感じています。

○A (1)

例えば虐待なんかがあるケースでは、結構難しい場合が多いのかなと思うんですが、そういうケースが増えているようなことはあるんでしょうか。

○G (4)

それよりは感情的な対立が激化していくようなケースの方が難しいという感じはします。

○I (1)

先ほどのビデオの中で、夫婦の関係から、父と子の関係、母と子の関係となるという話があったんですが、面会交流の制限のところ、同居親が再婚して、再婚相手の子が養子縁組をした場合は、面会交流の条件を慎重に検討するというのがありましたけれども、最近、現実にあったケースをお伺いしたいのですが。

○G (4)

法律的には、養親が一次的な権利者となります。再婚家庭の中では、共同親権ということで、再婚家庭でその子がすくすくと育っていくということを第一に考えてあげないと、そこを、別れた実の親が乱すかもしれないので慎重にしましょうということだと思えます。

○I (1)

アメリカの映画を見ていると、こういうことは結構頻繁に出てくるようなケースだと思うんですけども。

○G (4)

社会がそういうことを受け入れるようになってくれば、もっと自由に実の親と会えばいいし、それを養親も気持ちよく送り出すようになればいいのかもしれないで

すが。

○E (1)

むしろ、離婚して前夫の子を連れて再婚している場合に、前夫に子供を会わせていると、新しい夫が、おまえまだ前の男とつながっているのかという感じで、自分の立場が危うくなるかもしれない、新しい結婚をキープするためには、本当は会わせてあげたいけれども会わせるわけにはいかない、新しい夫の気持ちを損ねてはいけないので会わせられない、そういうケースはないんですか。結構多いんじゃないかという気がするんですが。

○G (4)

再婚家庭で揉めている面会交流の件数はそんなにないんです。面会交流の申立てをしている間に、実は再婚したんですという形で話題になることはあるんですが。

○N (2)

今の例だと、再婚前に面会交流を決めて、突然なくなるというのは非常におかしいと思っているんですけども、法律はそのように考えているんですかね。

○G (4)

基本的には、実の親との交流が子の福祉に反するのでなければ、回数を減らしたりすることはあっても続けていくんだと思います。

○E (1)

面会交流をするときは子の意思が尊重されますし、その方法をどうするかというのは本当に難しいことだと思うんですね。先ほど、家裁調査官の方から御説明があったとおり、子供と一緒に住んでいないにもかかわらず、それに左右されますし、生活が変化することが怖いですから、帰ったときにお母さんの機嫌を見て、本当はお父さんに会いたかったけれども言えないようなこともあって当然ですよ。むしろ、子供の意向を尊重するということが大事なんだけれども、親をしっかり診断するというか、例えば、幼児期の子供の親として、学童期の子供の親として、父として母として、あの子たちをどう扱える人なんだろうか、面会交流したときにはどの

ように扱える人なんだろうか、面会交流しないときの付き合い方をどのようにできる人なのかということをしっかり診断することと、それから、成長していく子供から寄せられるニーズをきちんと理解できる親に育てていくシステムみたいなものが必要なのかなという感じもします。

◎（委員長）

他に御質問等がなければ、そろそろ意見交換に入っていきたいと思います。今のE委員のお話も円滑な面会交流を実施する上での一つの方策という意味で御意見いただいたと理解できるわけですがけれども、さらに御意見をいただきたいと思います。主たるところといたしましては、先ほども御指摘がございましたけれども、面会交流の件数が増えてきているというのは、親の意識の変化や、少子化になって父親も子育てに関わるのが非常に多くなってきた、そういった意識の変化もこういう統計的な数値に表れているのかもしれない。

ですから、そういったことも踏まえられた上で、円滑な面会交流を実施するという事は非常に重要になってきているんだろうと思います。この点について、何か着眼点や工夫例について御意見をいただければと思います。また、面会交流について、家裁に対して何か御意見をいただければ、非常に参考になると思います。

○D（1）

私のところに来る子供さんたちが、円滑に見えても、虐待を受けてきたり、性的被害を受けていたりするケースがあります。一度試行的に、本当に大丈夫なのかということを確認しながら判断していかないと、絶対に大丈夫だということはいえないと思っていて、子供のことを考えながら見ていかなければ、何があるか分からないと思っと思っていますので、試行的なものをできるだけ増やしていきたいと思っっています。

○N（2）

私は、最近、どちらかと言うと、全体としては面会交流が重要だということを理解しつつ、やはり、暴力とか虐待で別居している依頼者の事案で、ここまで無理や

り面会交流をさせるかなと思ってしまうことが結構あります。私自身は、子供には、どんなに暴力があったかもしれないけれども、そのお父さんを知っておくことは大切ですよと説得する形での調停を続けてきてはいるんですけども、やはり子供は、虐待を受けたら精神的に不安になるということからすると、暴力や虐待の問題、あるいは母を殴る父の姿を体験した子供が、嫌だと口では言っているけれども、本当はお母さんに遠慮しているだけじゃないかという見方に対しては、やっぱりそれは違うんだという声もかなり出てきています。

私は、全体としては面会交流にはもちろん賛成なんですけれども、この見極めについては、調停委員には慎重になってほしいと思っていると同時に、そこまで面会交流が重要だと言うのであれば、やはり、試行的面会交流についても、人的にも物的にも増やさないと、なかなかできないんじゃないかなというふうに思っています。

この委員会として、予算をちゃんと増やしてほしいという意見を出したらいいと思っています。以前は、調査官が家庭裁判所外でも試行に付き添ってくださったこともあります。大変だったんだろうと思いますけれども、やはり安全の確認と子供たちの状況を確認してやるように意見を言いたいと思っています。特に、今、政治的には親子断絶防止法案を出すと言われてはいますが、あの法案の根本として、やっぱり親の権利的なところがちらちら見えるので、子供の福祉であるというところから、法案に対しても、気をつけていきたいなと思っています。

〇〇（１）

私どもではDVの相談を扱っているんですけども、例えば精神的DVの方なんかは、なかなか証明することが難しかったりするので、面会交流を相手方が申し出られたときに、条件を飲むことが非常に難しい場合があると思います。やっぱり子供を会わせることを通じて、被害者の居場所が分かることもあるし、子供も親も恐怖や不安をすごく感じておられるということがあります。

それから、子供も非常に混乱して、双方の親に気を遣っているというのがありありと分かったり、この前のケースでは、お母さんのほうが一刻も早く逃げたいと思

った理由が、お父さんが暴力を振るうことによって、子供に身体的な症状も出ていたりすることもあり、そういう場合はもちろん面会交流なんてさせられないのかもしれませんが、それが証明できにくいような場合に悩んでおられる女性の相談をよく受けるので、そういったところが非常に難しいのかなと思います。

それから、面会交流の条件というのは、子供が成長したり、環境が変わったりすると変更になるのでしょうか。仮に合わせるにしても、その後の子供や親御さんの気持ちのフォローが大事だと思っております。

○E (1)

今、この親に会わせていいのかどうかという見極めは大事なんだと思うんです。この親には会わせないほうがいいというわけではなくて、すごくマクロに考えたら、やっぱり子供には親をキープしてやる、父親も母親も離婚していて、その離婚の事情がいかなる理由であったとしても、やっぱり私にはお父さんがいる、私にはお母さんがいるという思いを子供に持たせてやるということが大事なんだと思うんです。

そういうふうを考えていくと、やっぱりこの親にはもう会わせないほうがいいということではなくて、会わせていい状況が来るならば、あるいは、会わせてやっていようなお膳立てをきっちりやることによって、やっぱり会わせてやって、子供の中に、お父さんずっといるなって、いつの日か大人になって、お父さん、私あなたの娘だよとか、大きくなった息子がその父を見続けて、お父さん一杯飲もうじゃないかと言えるようにするために、やっぱりいいときを選んで会わせてやりながら、ずっと親であることがつながっていくようなことを考えてやらないといけないと思うんです。

だから、DV夫だったとしても、冷静に子供に会えるときもあると思うので、いいときを大切に拾い集めてやりながら、やっぱり父をキープさせてやる、母をキープさせてやるっていうことが必要なんだと思うんです。

外傷体験が強くて、もうあの夫には絶対に子供を会わせたくないと思っている母がいたとしても、裁判所としても安全を図るから15分でも会わせてやりましょう

ということはあるんじゃないかなという気はするんです。

○N (2)

面会交流支援のNPOがあって、調停委員のOBが中心にやっておられるので、家庭裁判所もどんなふうに面会交流しているのか御興味はおありじゃないかなと思って、もしよかったら、実際に面会交流支援をしてらっしゃる方にゲストスピーカーとして来ていただいたらどうなのかと思っています。他方で、DVから逃げてきてシェルターに入っている人たちをお世話している団体があるのですが、こちらの人もゲストスピーカーとして来てもらって議論するのがいいんじゃないかと思えます。

○G (4)

裁判所としては、今出てきているのはDVのケースとかは、割と結論を出しやすいんです。感情的に対立しているために面会交流に乗ってこない人たちをどう解きほぐしたらいいのかというのがお伺いしたいところなので。そのほうがもっと件数は多いし、なかなか難しいんですよ。あんな人には会わせられません、裁判所は責任取ってくれるんですかみたいなことを言う人に対しては、このパンフレットとかDVDを見てくださいとか言うんですけども、頭に入ってこないですね。子供の視点にならないと。そういった方を子供の視点に動かすのに、委員の方には教育関係や医師の方がおられるので、御意見をいただけたらと思っています。

○N (2)

一つはお金のことがあると思います。遠方の場合が多いですから、会わせるんだったらどこで会わすか、仕事を休むことになるので、やっぱり考える。大体会わせないといけないのは、金のない女の方なんです。また、安全の問題、先ほどNPOの話をしましたけれども、女性の側の安全を重視してやってくれているのでいいと思うんですけども。この面会交流をするに当たって、団体に支援費を出すという制度がだんだん広がってきているので、家裁委員会として、そういうことが好ましいという意見を出すことは広報としてはいいかなと思っています。

でも、客観的に見ると危険はないという場合の、その「客観的に見ると」という部分が難しく、当事者は全然そう思えてないんですね。非常に恐怖を抱いているという状況をどうするかという話なんですよね。恐怖を抱くなど言うのは無理なんです。アメリカでそういう面会交流を支援している団体の研究や調査をした先生の話を知ると、専用の建物があって、安全で暴力もないという状況で面会交流を実施しているそうなんです、その辺りについて、皆さんの意見を聞いてみたいと思っています。

○D (1)

ただ感情的になって、とにかくあんな男には会わせない、あんな女には会わせないという場合をどうするかという御質問だと思うんですが、ただひたすら、これは子供にとっていいことなんです、子供の権利なんですよというのをアピールし続けるしかないんですよ。

1人や2人ではなくて、多方面の人間から、この場所ならば、何があってもすぐに助けの手がいくし、何でも大丈夫ですから、こういう安全な場所で、まずはお会いさせてもらうということは無理でしょうかということと、子供の権利なんだということを使い続けるしかないと思うんですけど。

○L (1)

付随してですが、面会することでどういうことが起きるのかという恐怖感やリスクからなかなか面会に踏み出せないならば、面会にたどり着くまでに、どういうステップを踏んでいくのか、そういう小さな成功体験を積んでいるような事例があれば、もう少しイメージがわきやすいと思います。また、こういった知識が、私自身も本当にないまま親になってしまっていて、結局、親になる前に、一人の人間の人権を尊重するとか、子供の福祉というものを理解するような機会が、法教育なども含めてやっぱり少ない、そういう状況で親になっているので、直面して壊れたときに、初めて大事なんですと聞かされても、なかなか入ってこない土壌があるのかなと思います。

◎(委員長)

裁判所としてはパンフレットやDVDを作って広報活動はしていますが、何か他に着眼点はございますか。

○J (1)

着眼点ではないですが、1月に静岡県の地元新聞社が、面会交流をテーマにした企画連載を何回かしていて、その中で、ある地方公共団体が面会交流に関して割と積極的な対応をされているという記事がありました。例えば、窓口で離婚届を渡すときに、面会交流とはこういうものですか、あるいは、子供の気持ちを示した冊子などを手渡しするというような啓発にも力を入れていると同時に、元家裁調査官などが、面会交流や養育費の相談に応じる専門相談などの体制もとられているという記事がありまして、こういった取組が、今、うまく機能しているかどうかは分からないんですけども、ある意味、家庭裁判所がアプローチする術としてはありなのかなという気はするんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○G (4)

行政とタッグを組むというのは、司法機関という立場もあるのでどうでしょうね。

お手元にお配りしたこのパンフレットですが、お父さんとお母さんが離婚するときにはどうすればいいのみたいなものを、面会交流が大事だから読みなさいみたいにせず、とりあえず読んでみてくださいくらいのところで、とりあえずスモールステップとしてお渡しするみたいなこともやってはいるんですが、離婚届を出した後に、これを渡すというわけにはいかないですし。

○N (2)

弁護士会の有志とか、運動している人たちでその地方公共団体に行ったことがあります。そこは、市長さんが弁護士資格のある人で、弁護士を期限付きですけども何人も雇っています。

面会交流について質問があったら、それは相談室へ誘導するということまでやっておられます。紙も庁舎内で印刷しているからお金が全然かかってないと言ってい

ましたね。そういうことについて、家庭裁判所も本当は良いことだと思っていることが分かれば、それを、うまいこと利用できるのかなというふうに思っています。

○E (1)

母親が子供を実家に連れて帰ったケースで、父親の子供に対する根気強いやり取りや調査官の細やかな配慮などの結果、徐々に父親への信頼性が高まり、子供との面会交流が継続できているという事案がありました。母親も、このような和やかな配慮のもとでの面会交流に接してみて、離婚しているものの、子供のために父親というものをキープするのも悪くないと思い始めているのではないかと感じました。

○F (3)

私も、ちょっと今の御意見と似たようなことを考えたのですけれども、例えば、パンフレットとかに、内容として、子供とかは同居親の声を乗せるというのはいかがかなと思ひまして。もちろん、子供の健全な成長のためには面会交流が効果があるというのは実証的な研究があるんでしょうけれども、感情的なもつれが手伝って、うちのあのダメ亭主に限って絶対違うみたいな声が多いんじゃないかなと思います。実際に、当初面会交流に拒否的だった同居親に対し、お子さんが面会交流を通じて、こういう体験を得られたとか、感動が得られたみたいな視点を紹介するのもありかなと思います。

◎(委員長)

ありがとうございました。非常にいろいろと御意見をいただいて、大変家裁として参考になりました。時間が、そろそろきてしまいましたので、これで終わりにさせていただければと思います。最後に、特にこれだけは言っておきたいという方はおられますでしょうか。

○N (2)

家庭裁判所の待合のところにビデオが流れていますよね。先ほど見たDVDをあそこで流すということはできないのかと思うんですが。

私は、割と見せてくださいと言って頼むのですけれども、そしたら、時間をかけ

て準備してこちらの部屋で見て下さいと言われ、結構手間がかかっていると思うので、そこで流れていけばいいのにと思います。

◎(委員長)

そういう御意見があったということをお伺いしておきます。